

八雲町統計調査員登録要項

1 目的

この要項は、国、北海道又は八雲町が実施する各種統計調査を円滑に実施するため、統計調査員（以下「調査員」という。）の登録について必要な事項を定めることを目的とします。

2 調査員

調査員は、町長の任命又は町長の推薦により関係大臣若しくは北海道知事の任命を受け、調査員として当該調査に従事するものとします。

3 登録の要件

調査員は、次に掲げる要件を全て満たす方とします。

- ア 原則として町内在住であり、年齢満 18 歳以上であること（高校生不可）
- イ 責任をもって調査業務を遂行できる方
- ウ 警察・選挙・税務に直接関係のない方
- エ 調査上知り得た秘密を守れる方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力と関係のない方

4 登録手続

- (1) 調査員として登録しようとする者は、八雲町統計調査員登録申請書に所定の事項を記入して、申請してください。
- (2) 前号の申請に基づき、調査員に適格であると認める者を調査員として登録します。

5 登録事項の変更

登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、八雲町統計調査員登録変更届を提出してください。

6 登録の期間

登録調査員の登録期間は、無期限とします。

7 登録の取り消し

(1) 登録調査員が次に掲げる事項に該当したときは、登録を取り消すものとします。

ア 本人から登録辞退の申出があったとき。

イ 第3項に規定する要件のいずれかを欠いたことが明らかになったとき。

ウ 調査員として不相当と認められるとき。

エ 病気、転居その他の事由により統計調査に従事し難いと認められるとき。

(2) 登録調査員は、前号のアの規定による申出をするときは、八雲町統計調査登録辞退届を提出するものとします。